令和８年（フ）第１号
大阪府岸和田市田治米町234番地の19
破産者　泉　　公仁
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５７８号
仙台市泉区市名坂字堂林57番地の１　ＨＯＵＳＥ2001―103
破産者　成田　智哉
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５８７号
仙台市青葉区八幡５丁目５番39―405号
破産者　米内富士子
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６１９号
仙台市太白区袋原字小原47番地の１　エスピナカ杜Ⅰ―303、従前の住所東京都北区滝野川６丁目48番12―102号　国松ビル
破産者　阿部詩鶴久
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６２５号
仙台市太白区茂庭台３丁目10番５号
破産者　佐藤　信男
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６８４号
仙台市太白区富沢４丁目６番35―503号
破産者　太田　雄士
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２１５号
埼玉県八潮市大字中馬場40番地
破産者　佐藤　愛実
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３６３号
川崎市高津区下作延６丁目24番６号
破産者　中根　英樹
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５９５号
名古屋市西区花の木１丁目１番15号　サンハウス花の木210号
破産者　西平　大幸
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１３８号
愛知県北名古屋市二子屋敷355番地　アルカディア202号、開始決定時の住所愛知県北名古屋市久地野郷廻85番地
破産者　倉　　健人
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３５１号
愛知県豊橋市三ノ輪町四丁目30番地１　ゆうみのいえ三ノ輪205、従前の住所愛知県豊橋市高師町字北新切205番地１　セザンヌ高師Ｂ―201
破産者　小田　枝美
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第６５３２号
大阪府高槻市竹の内町72番１号　グレイス竹の内203号
破産者　仲谷　昇明
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９７号
広島市安佐南区八木９丁目２番39―102号　カーサソレアードＢ
破産者　ＹＭ―ＨＯＰＥＳこと　山本　　真
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１８１４号
福岡市城南区茶山６丁目７番15―101号　332番館茶山、前住所福岡市南区清水４丁目６番23―201号　アテリア東大橋
破産者　菊池建二郎
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６９５号
福岡市南区若久１丁目18番15―402号　レクリオ若久
破産者　田嶋　隼人
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７４８号
福岡県春日市大土居２丁目129番地　アイリス501号
破産者　山本　拓弥
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７６９号
福岡市博多区博多駅南３丁目18番14―301号　千石ビル
破産者　野田　良彰
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８８７号
福岡市博多区築港本町２番３―405号　ふよう港ハイツ
破産者　中村　孝子
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１１１号
福岡市東区千早６丁目６番７号　ウェルス香椎302号
破産者　土肥　陽子（旧姓久保川）
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部